

道州制移行18年までに

政府懇談会 区割りは4案併記

国と地方の将来像を検討する政府の「道州制ビジョン懇談会」（座長・江口克彦PIF総合研究所社長）が近くまとめる中間報告の原案が明らかになった。都道府県に代わる広域自治体の道州へは「二〇一八年までに完全移行」と明記。一方で焦点の区割りは「九、十一、十二、十三道州」の四案併記にとどまり、表現にはなほ多くの課題が山積している。

懇談会は四日の次回会（め、三月中旬に増田寛也総務相（道州制担当相）に

国 皇室、外交、安全保障、通貨、通商、金融、大規模災害対策、生活保障、司法、国政選挙、財政など	
道州(9-13?) 公共事業、科学技術・文化学術振興、高等教育、産業振興、雇用、警察治安、災害復旧など	
基礎自治体(300-400程度?) 生活保護、社会福祉、保育所、消防、救急、生活廃棄物、小中学校、公園、都市計画、住宅、下水道、戸籍など	

浮上している区割り案

北海道、東北、北関東信越、南関東、中部、関西、中国・四国、九州、沖縄
北海道、東北、北関東、南関東、北陸、東海、関西、中国、四国、九州、沖縄
北海道、東北、北関東、東京、南関東、北陸信越、東海、関西、大阪、中国、四国、九州
北海道、北東北、南東北、北関東、南関東、北陸、東海、関西、中国、四国、北九州、南九州、沖縄

(注) 9、11、13道州案は、東京都を1道州にする案も併記

を議論し、〇九年度にもまとめる最終報告に盛り込む。道州制の理念や改革の道筋を定めた「道州制基本法」の制定も検討しており、二年内の国会提出を政府に促している。

今後は小委員会を設けて、道州と基礎自治体の具体的な区割りの地方税財政の制度設計など

ての道州と基礎自治体の具体的な区割りの地方税財政の制度設計など

る。市や区にあたる基礎自治体の数は明示していないが、衆院小選挙区の全国三百、通常の入院医療を提供する地域単位である「二次医療圏」の三百五十八などを念頭に置く。道州制は現行憲法の枠内で実現できるとの立場から憲法改正は検討対象としない。

国の役割の絞り込みに伴い、衆参両院の議員定数削減を検討課題とした。「中央省庁の出力機関である」地方支分部局の撤廃、省庁の大胆な縮小、「国家公務員数はおおよそ半減」など行政のスリム化目標も示した。

地方税財政制度に關しては「自治体の課税自主権強化」など打ち出す。中央省庁の出力機関である地方支分部局の撤廃、省庁の大胆な縮小、「国家公務員数はおおよそ半減」など行政のスリム化目標も示した。

の国内総生産(GDP)比で配分する「国費分担金制」の所得税や法人税などをそれぞれ国税、道州税に分ける「税目別制」など有力案として浮上している。

ビジョン懇談会は道州制担当相の私的懇談会案を例示した。で、〇七年一月に当時の渡辺喜美担当相の肝いりで設置。道州制を巡っては政府の地方制度調査会も〇六年二月に「導人が道州」と答申し、全国の区割りについて「九、十一、十三道州」とする三